

道路整備予算の拡充並びに道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の 継続を求める意見書

道路は、私たちの暮らしと社会経済活動の持続的成長を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活になくてはならない重要な社会基盤である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、道路交付金事業の補助率等の嵩上げを行い、道路整備推進に対する格別の配慮がなされているが、この措置は、平成29年度までの時限措置となっており、次年度以降、この補助率等が実質的に低減することは、地方財政への負担増加をもたらし、地方創生への取り組みや、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対する防災減災対策など、道路に関する課題解決に大きな影響を与えることを懸念するところである。

よって、国におかれては、道路整備の継続的推進のため、長期的かつ安定的な道路関係予算の確保と、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続するとともに、必要な道路整備の迅速かつ着実な推進を図るよう制度の更なる拡充措置等を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月29日

静岡県牧之原市議会

宛先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・
総務大臣・国土交通大臣・財務大臣